

全県宣伝号

本号は全県宣伝号として未入会の先生にもお送りしています。この機会にご入会下さいますようご案内申し上げます。

# 香川県保険医協会会報

発行所  
香川県保険医協会

〒760-0057 高松市旅籠町14番地8

TEL 087(802)1335

FAX 087(802)1336

e-mail:kkyoukai@kagawahik.com

発行人 太田展生

定価200円 (会員の購読料は会費に含まれています)

## 香川県保険医協会へ

### ご入会ください



香川県保険医協会

理事長 太田 展生

先生方の、国民の命と健康を守る日頃の診療活動に敬意を表します。

保険医協会は全国保険医団体連合会を組織し、10万7千人以上の医師・歯科医師が加入しています。

保険医協会では、国民の健康権と受療権を守るため

医師・歯科医師が良い医療を提供できるように、医師・歯科医師の権利と医療経営の安定を維持するための活動をしてきました。

香川県保険医協会では主に次の活動を行っています。

- 1 学術面をはじめ、医療制度・社会保障・社会情勢など

の講演会や討論会を開催し、保険医が抱える様々な悩みに対応する取り組み。行政との交渉を含めた新型「コナウィルス」問題に対する対応。

- 2 診療報酬改定の説明会、また指導・監査と改善のために、四国厚生支局との交渉。
- 3 医療経営の安定のために税務相談や国税局との交渉を行う。
- 4 医療制度・社会保障制度の改善と、平和・民主主義を守る運動への参加。(現在、診療報酬改善、患者負担増反対の署名運動、憲法9条改憲反対を求める署名に取り組んでいます)
- 5 文化に親しみ、会員の交

流を図るため親睦旅行やパーティーを開催。

- 6 保険会社各社に協力を頂き、利回りの良い保険医年金を運営。

現在、不十分な診療報酬、患者負担増、消費税増税、新型「コナ」問題など、医療と経営をめぐる環境は一層厳し

くなっています。国民医療を守り、私たち医師・歯科医師が、良い医療を行うためには、国民と共に運動していくことが求められます。

その要となる医師・歯科医師の組織が保険医協会です。多くの先生方のご入会を心からお待ちしています。

## 主張

### 歯科用金属価格の変動問題を考える

歯科治療のかぶせ物、つめ物に使われる金属として代表的な素材は「歯科用金」で、いわゆる金パラです。これは金を主成分とする合金で、その金の硫化を防ぐためにパラジウムが添加されていること、さらに銀、パラジウムだけでは製造欠陥が生じやすいためまた耐食性を向上させるために金を12%添加しているものす。

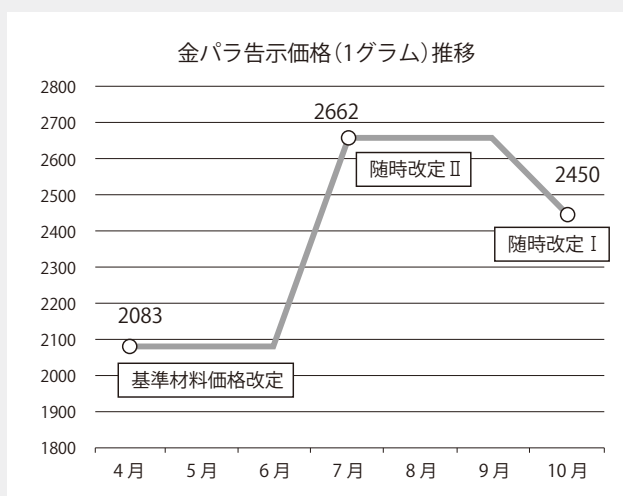
現在では、セラミックスなどのメタルフリー素材も使用されるようになりましたが金パラなどの合金が口腔内環境において信頼性の高い修復材として大きな役割を果たしています。金パラは成分含有率が金12%、パラジウム20%とJIS規格で定められています。金は生体親和性、延性、展性にすぐれています。パラジウムは1803年に見つかった

レアメタルで、おもにロシア、南アフリカで産出され自動車、コンピュータ業界によく使用されます。また経済、政治情勢の変化での価格相場が非常に不安定で2012年以降供給不足の状態が続いているのです。この金パラが2020年前後から急騰しました。そこで保連は会員の皆さんの協力を得て「金パラ逆ザヤの即時解消を求める要請署名」に取り組みました。2020年度の診療報酬改定で金パラは公示価格1グラム2083円に改定されたものの大幅な価格高騰に全く対応出来ない物でした。その後、協会から「金パラ逆ザヤの即時解消を求め

る談話」、口歯からも緊急改定を厚労省に求める声が高まりました。それを受けて中医協で「歯科用貴金属の価格の乱高下」に対して診療報酬改定、随時改定の3月後(7月、1月)において、素材価格の変動幅が公示価格の15%をこえた場合に告示価格を改定する、という「随時改定Ⅱ」が新設されま

した。しかし、この「随時改定Ⅱ」が合金の市場価格に基づかないこと、また調査時期と改訂までに大きなタイムラグがあることなど制度の抜本解決には程遠いものです。今後、歯科用金属の購入価格が実態に応じ、過不足なく保険償還されるよう、この制度の抜本改革を強く求めます。

### 金パラ告示価格 10月に7万3500円に引き下げ



## 日々雑感

猛暑。とにかく暑い。その上「コナ」禍で迂闊に外出もできません。正直「コナ」が蔓延。イライラといえれば、どこかの知事が「〇〇を使っているが、いをする」と「コナ」に効くのではないかと会見したことにより、その薬を買い求める人々が薬局に殺到し一気に品薄となった。一部の医療者からは科学的な根拠がないと非難され、慌てた本人も「うがい薬で「コナ」予防効果が認められるものではない」と前向きと違う趣旨の発言を行い嘘つき呼ばわりされることになってしまった。「コナ」も含め感染予防のために手洗いとうがいをする」と言えれば普通のこと。わたしも「医療者としてなぜこのような発言をしたのか疑問に思う。

何かに特化した発言になると、民衆はその効果を信じ我先にと品物を獲得しようとする。その結果、市場から物品が消え、価格が上昇し、転売などの問題が起る。医療機関など本当に必要なところで物資が不足し、十分な医療を提供することができなくなる。病気で苦しむ人々のために必死で働く医療スタッフにとっても十分な医療ができない状況。また徹底した感染対策ができない環境では、不安やストレスが募り離職につながってしまう。そして医療が崩壊する。「コナ」禍ではこんな物語のようなことが容易に起こってしまう。だからみんな怒った。

わたしたちは常に冷静に状況を判断し、信頼して受診していただく方々に真実を伝える必要がある。冷静に、冷静に。アンガーマネージメント講習のリモート開催を希望する(笑)(笑)

# 「最近の歯科医療のトピックス」とは



20年7月25日(土)19時30分～20時40分まで、香川県社会福祉総合センターにて、講師に宮本洋二先生(徳島大学大学院医歯薬学研究所口腔外科学分野教授)をお迎えして『最近の歯科治療のトピックス』と題しての医科歯科合同のセミナーが開催されました。内容は、

1. 併発症・トラブルとその対応
2. 手技や創傷処置の変遷についてでした。

開業医は、日々多数の抜歯や歯周外科、インプラントなどの手術をされています。歯科治療には医療事故も生じます。医療事故とは「医療にかかわる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故(患者だけでなく、医療者も含まれる。)」を指します。すなわち、医療事故には、医療従事者に責任がある事例も、ない場合も含まれます。医療機関側に明らかに過失がある場合は、医療過誤になります。患者さん側に損害が生じれば、賠償責任が生じます。

その中で、合併症、併発症、偶発症は紛らわしい用語です。最近、日本歯科医師会では、合併症は「ある病気が原因となって起こる別の病気」、併発症は「手術や検査等の後、それが元になつて起こることがある症候あるいは事象」、偶発症は「手術や検査等の際、偶然に起こった症候あるいは事象で、因果関係がないか、不明なもの」と用語を整理しました。

個人の歯科医院ではそのようなトラブルに遭遇することは少なく、そのため実際に遭遇した時には十分に対処できないことも多いと思います。緊急事態に備えて、どのような併発症・トラブルが起こりうるかを知っておくことは重要です。例えば、顎骨中心性癌は、麻痺について注意が必要で、痺れの出る口腔病変は少なく、癌を疑って下さい。通常痺れは下顎に起きます。五十歳以上で下顎の8番を抜歯する際は、根尖に病巣等が無いかに注意して下さい。悪性腫瘍は、表面は汚く硬いしこりです。レーザー照射は、軟組織には使わないで下さい。レーザーで治るものは、何もなくても治ります。脂肪腫、乳頭腫、扁平苔癬等についての説明。また、2週間様子を見て改善しないものは紹介する。舌下腺の腫瘍の8～9割が悪性。口底の腫瘍は表面がきれいでも悪性の可能性が高いとことです。三叉神経痛は、歯科より脳神経外科の疾患です。その他、気腫や皮下出血、抜歯後出血についての話もありました。

以前は当たり前だと信じられていた治療法や術式で、最近、考え方が180度変わった点(手洗いの仕方、器具や創の消毒の仕方、創傷処置、ビスフォスフォネート製剤服用中や抗凝固療法中の患者への対応など)への対処法・予防法についての考え方を話していただき、大変内容の深い講演でした。

(高松市 宮脇守男)

# 今年度の個別指導は実施 集団的個別指導・適時調査は中止に

個別指導に関しての厚労省事務連絡が開示されました

保団連が厚労省に指導・監査等の文書開示請求をし、事務連絡令和2年7月2日「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う指導・監査等の取扱いについて」が開示されました。内容は、以下の通りです。

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてははいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮すること。
- (1) 指定時、更新時及び保険医等集団指導
  - 実施するが、資料を配布した場合も実施したものとみなす。
- (2) 集団的個別指導
  - 中止する。
- (3) 個別指導
  - 実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
- (4) 監査
  - 実施する。ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
- (5) 適時調査
  - 中止する。ただし、緊急を要する場合は、病院外で実施する。
- (6) 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況から今年度の計画未達成が見込まれるが、やむを得ない。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。

個別指導の年間指導計画及び対象医療機関数を、開示された資料をもとに掲載します。

※四国厚生支局が、関係団体(医師会、歯科医師会等)とどう協議し、合意したかは不明ですが、原則として個別指導は実施するとされています。3月に開催された選定委員会での「保険医指導計画」に基づいて実施される模様です。

## ■香川県分・年間指導計画(四国厚生支局指導監査課)

	2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
医科	病院個別指導(件)	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	診療所個別指導(件)	0	0	1	0	4	4	2	1	2	0	0	0	14
	歯科個別指導(件)	0	2	0	2	1	0	1	2	0	0	0	0	8

## ■令和2年度 個別指導 平均点数・対象点数・指導予定数

【病院】	県平均点数	対象点数(県平均×1.1)	指導予定数
一般	48,214	53,035	2
精神	38,814	42,695	0
大学・臨床	64,977	71,474	1
小計	—	—	3
【診療所】	県平均点数	対象点数(県平均×1.2)	指導予定数
内科(透析以外(その他))	1,315	1,578	3
内科(透析以外(在宅))	1,434	1,720	2
内科(透析)	3,592	4,310	1
精神神経科	1,062	1,274	1
小児科	1,033	1,239	1
外科	1,385	1,663	0
整形外科	1,308	1,569	2
皮膚科	611	733	2
泌尿器科	1,191	1,429	0
産婦人科	1,074	1,288	0
眼科	875	1,050	1
耳鼻咽喉科	726	871	1
小計	—	—	14
医科合計	—	—	17
【歯科】	県平均点数	対象点数(県平均×1.2)	指導予定数
歯科	1,296	1,555	8



# やる気を引き出す雇用管理

## 第151回 仕事への意欲を持つ鍵は… 「安心して働ける」職場環境が不可欠

社会保険労務士 桂好志郎

◆「職場は快適ですか、楽しいですか」と職員に質問したらどんな反応がありますか？

仕事への意欲をもち、明るく何事にも進んで行動する職員に共通していることは、個人差はありますが、「仕事が楽しい」と感じている

ことだと思えます。

ただ楽しいと感じる要素は「患者さんの笑顔」「院長の働く姿勢に感動」「職場の同僚との人間関係」など職員それぞれ違うのですが、それを支えるものとして、「安心して働ける」という条件が整備されていることは共

通しているように思います。

仕事への意欲を引き出すためには、安心して働ける条件整備が不可欠だと思います。

◆そのスタートは、採用時の労働条件の明示法の定めを待ってもないことで

すが  
○労働基準法では  
「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならぬ。…厚生労働省令で定める方法により明示しなければならぬ。」  
○パートタイム労働者については、パートタイム労働法により  
上記に加えて「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口」の明示事項が加わりました。  
○労働契約法(労働契約に

ついての民事的なルールをまとめたはじめの法律)では  
(労働契約の内容の理解の促進)第4条「使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものである。」  
上記が不十分だと思つて使用者は、このことから始めてください。無用なトラブルを防止するだけでなく、職員の定着ややる気が違ってくる。事後対応は事前対応に比べ時間的、金銭的、精神的にも数倍のコストがかかります。

▼労働条件の明示事項  
「必ず明示しなければならない事項」  
書面の交付によらなければならぬ事項

- ①労働契約の期間
- ②有期労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所・従事する業務の内容
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)
- ⑦昇給に関する事項

■甲及び乙は雇用期間の途中であっても本人の希望により退職ができ、または医院の業務の都合により法令に従い、次の基準により契約を解除することがある。  
(1)～(3)略  
(4)職場の秩序の維持に努めること。よくに自己の職務上の権限を越えて専断的なこと(自分だけの意見で勝手に物事を取り計りつこと)を行わなすこと。  
OJT(日常の仕事を通じて必要な知識・技能・問題解決能力及び態度について実施する教育訓練)を大切に、経験者は未経験者から受けた質問・疑問に答え、援助するべし。  
(5)と(6)略

## 日刊新聞拾い読み(七月～八月上旬まで)

### 熊本大雨特養浸水

(7月5日各紙)

九州付近に梅雨前線が停滞、熊本、鹿児島両県は4日、記録的な大雨に見舞われた。熊本県を流れる球磨川が氾濫し、人吉市や八代市、球磨村などで冠水や土砂崩れが発生し、球磨村の特養ホームの15人が心肺停止となった。

たことが警察庁の集計で分かった。過去最多を更新した。昨年中に所在確認されなかったのは245人だった。

### 県内医療機関 経営悪化

(7月11日四国)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、県内の医療機関の経営状況が悪化している。地域の民間診療所では感染リスクを避けようと受診者が減少し、公的な病院では感染予防の一環で手術件数を減らしたことなどで収入が落ち込んだ。「経営が成り立たなくなる」との声もある。

### 認知症行方不明1.7万人超

(7月3日四国)

2019年中に認知症やその疑いで行方不明となり警察に届け出があったのは、前年より552人増の1万7479人だった。

### GO-T-O事業見直し

(7月17日毎日)

政府は、個人の旅行代金を助成する「GO-T-Oトラベル」事業を見直すことを決めた。全国一斉に実施するのではなく、新型コロナウイルスの感染者が増加している東京都を発着する旅行は対象外にするという。

### コロナ解雇4万人超

(7月31日四国)

厚生労働省は30日、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めが、見込みを含めて4万32人になったと明らかにした。政府が緊急事態宣言を全面解除してから2カ月が経過現在も、失業

### うがい薬発言「治療に支障」

吉村氏に抗議 (8月8日毎日)

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として大阪府の吉村知事がポピドンヨードを含むうがい薬の使用を呼びかけたことへの波紋が広がっている。大阪府歯科保険医協会は「瞬く間にうがい薬が市場から消え、歯科医療機関でさえ手に入らなくなっている」と抗議を表明。

### 7～8月の新聞報道は、

新型コロナウイルスの第2波とも思われる感染拡大、九州から東北にかけての豪雨、川の氾濫による被害、広島・長崎被爆75年の記事が目立ちました。その中で、政府の

大対策について新聞報道を追っかけています。  
政府の感染防止と経済活動の両立で、この難題にあたっては、最近、「専門家会議」を廃止して、「コロナ分科会」を新たに設置し、観光支援策「GO-T-Oトラベル」について分科会は、「開始の判断に時間をかけることを政府に提言したが採用されなかった。分科会メンバーからの分析や問題提起を明らかにして国民に説明して納得いく政府の対策をとるべきだ」と朝日社説(8月7日)は論じています。新聞報道の本質を見極めるためには、各紙の社説、論評を読むことで納得できることが多いと思います。(次号につづく)

(東かがわ市 三木登志也)

### @月刊保連連「医院と雇用管理」のP161

168に労働条件通知書の参考事例が掲載されています。

◆労働条件を変更したとき、昇給の時期など、更新時にこの間起きた問題を補強するようにしましょう。労使としての立場の違い、認識の相違を理解し合う絶好の機会です。

労働契約書の一部を紹介します。

は、1回目の更新時、は、2回目の更新時に補強したもの

使用者の業務命令権の根拠、職務専念義務、誠実履行義務、職場秩序義務、守秘義務等を職場の実態に合わせて、わかりやすく説明し理解・納得してもらうため具体化してください。「これは職場」「これは仕事をやる」ところの「の」の自覚は高まると思います。

**日常診療、経営、生活を守る開業医のパートナー  
保険医協会へご入会ください**



お申し込み・お問い合わせは、香川県保険医協会へ  
TEL.087-802-1335 FAX.087-802-1336

- 入会金：なし
- 会費：開業医4,500円/月 勤務医3,000円/月

**保険医の経営を守る頼れるパートナー**

**保険医協会に入会すると  
様々なメリットが...**

- ◎月3回発行の機関紙による迅速・正確な医療情報の提供と、開業会員は診療報酬改定関連書籍を進呈します。会員向け出版物を無料、もしくは会員価格で購入できます。
- ◎新点数説明会、各種学術セミナー、接遇セミナー、医療安全管理セミナー、労務管理セミナー、医科歯科合同懇親会など、多彩な協会の催しにスタッフも参加できます。
- ◎保険医年金、グループ生命保険、休業保障、所得補償制度などの共済制度にご加入いただけます。
- ◎個別指導・監査対策の保険診療研究会や個別相談会を行っています。
- ◎保険請求、審査減点に関して不明な点や疑問がある時、お問い合わせいただけます。
- ◎顧問による法律セミナー、税務講習会を開催しています。無料相談も受けられます。
- ◎歯科スタッフのためのシャープニング・スケーリングセミナーなど、スタッフのスキルアップセミナーを開催しています。
- ◎会費は確定申告の際、医業経費になります。

**令和2年7月  
豪雨災害救援募金へ  
ご協力をお願い**

—全国の保険医協会会員の力と想いを被災地に—

コロナ禍の下での日々の診療に敬意を表します。  
さて、7月上旬の熊本、鹿児島、福岡をはじめ九州地方、岐阜、長野、山形等の集中豪雨は、各地に甚大な被害をもたらしました。

保団連は、住江会長を本部長とした「豪雨災害対策本部」を立ち上げ、「救援募金」に取り組むことを決定しました。これを受けて香川県保険医協会では、協会独自に募金を集約して保団連に送金し、見舞金に充当することとしました。

**1. 会員の皆様をお願いする「令和2年7月豪雨災害救援募金」について**

- ・会員の皆様をお願いする募金は、「令和2年7月降雨災害」の被災会員を激励する見舞金として送金します。
- ・募金額は任意ですが、1口3,000円とさせていただきます。
- ・協会の郵便払込用紙で協会まで送金頂くか、下記の協会名義郵便払込番号に送金頂くようお願いいたします。

協会名義郵便払込番号

01690-5-3180 香川県保険医協会

- ・保団連に直接払込される場合は下記払込番号に送金ください。

保団連名義郵便払込番号

00160-0-1403346 全国保険医団体連合会

**2. 税務上の取扱いについて**

- ①上記、協会払込番号、保団連払込番号に送金された場合は、「災害見舞金に充てるための同業者団体等へ拠出する分担金等」に該当し、税務上必要経費にでき、保団連より直接「募金特別会費」として領収書が送られます。
- ②所得税法上、寄付金控除等の対象となりません。

**新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(1人5万円)・感染症拡大防止等補助金(1医療機関上限100万円)はすべての保険医療機関が支給対象です!**

	給付・助成の上限額	制度名称・説明	制度の詳細
<b>医療従事者</b>	1人 <b>5万円</b> (一定要件で最大20万円)	<b>医療従事者への慰労金(新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金)</b> 【対象】①都道府県から役割を認定された医療機関等(重点医療機関等)に勤務し、患者と接する医療従事者や職員:最大20万円 ②その他の病院や診療所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員:5万円 ※「その他の病院や診療所」とは、新型コロナウイルス感染症患者の受診を問わず、歯科医療機関も含まれる。 ※いずれも対象者からの代理受領委任による医療機関申請となる。 【申請期限】2021年2月末日(早期の支払のためには2020年12月末日までの申請が必要)	
<b>院内感染防止対策措置を講じた</b>	無床診療所 <b>100万円</b> *有床診療所、病院は右記。	<b>医療機関・薬局等における感染症拡大防止等支援事業</b> *院内での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用の補助として実費を支給。 【対象】病院:200万円+5万円×病床数 有床診療所:200万円(医科・歯科) 無床診療所:100万円(医科・歯科) ※支援対象として想定される物品は明らかになり次第、掲載予定。 【申請期限】2021年2月末日(早期の支払のためには2020年12月末日までの申請が必要)	

**【申請書等の提出方法】**

香川県保険医協会のホームページに申請の手引きを作成しましたのでご参照ください。 <https://www.kagawahik.com/>

※ オンライン申請ができない場合は、申請書様式(紙媒体)をダウンロードし、ご記入後に香川県国保連合会に郵送。

詳細につきましては、香川県健康福祉部医務国保課にお問い合わせください。TEL.087-832-3883/087-832-3884





医師・歯科医師の生活を守る共済制度をご利用ください

# ドクターとご家族の安心のために **会員限定**

## グループ生命保険 制度移行のお知らせ

会員の皆さまにご加入頂いております、「グループ生命保険制度」は一旦終了し、新たに保険医協会が運営する「グループ保険」へ12月1日より移行することになりました。

保険医共済会は、大阪、兵庫を始めとする20府県の保険医協会の会員向けに設立された、会員数8,000名の団体です。実施している「グループ保険」には7,000名(本人と配偶者の合計)が加入し、総保険金額は約1,670億の制度です。現在ご加入頂いている皆さまは保障額が同額以下であれば「告知不要」で継続頂けます。保険料のさらなる低料化や安定した配当が期待できますので、ご理解賜りようお願い申し上げます。

尚、9月1日～10月25日迄の期間は、現在のグループ生命保険に11月1日からの保障開始でご加入いただけます。その後に移行手続きが出来ますので、早く保障が必要な先生は取扱い保険会社のフコク生命、大樹生命、明治安田生命の担当者もしくは香川県保険医協会にお問い合わせください。

香川県保険医協会共済部 TEL.087-802-1335



香川県保険医協会  
共済部長 田中 眞治

共済制度をご利用ください

「今そこにある危機」は1989年アメリカの小説と映画の題名ですが私たちはまさに今危機の中にいます。会員の皆様はストレスにさらされながら日々の業務をこなし、休みの時間を利用

して医療従事者への慰労金・感染拡大防止等への支援金を申請する事務作業に没頭しておられることと思います。私たちは危機に際して反射的にそれに立ち向かおうとエネルギーを動員します。

しかし、個人の努力だけでは限界があります。仲間が必要です。まず危機の中身(ウイルス、事業継続など)について会員同士が情報交換し、お互いに助け合うこと、そして社会に発信し、世論に訴え、正しい政策に反映させていくことが仲間が増える可能性があります。これこそ保険医協会の使命であると考えます。

この危機の時代には是非保険医協会に入会いただき、会員相互の共済制度をご利用ください。

## 保険医年金

受付/9月1日~10月25日  
加入日/2021年1月1日

予定利率 **1.259%**  
(2020年9月1日現在)

### ● 加入資格

満74歳までの協会会員で加入日現在健康で正常に就業されている方(増口の場合は満79歳まで)

加入口数 ○ 月 払 / 1口1万円通算30口まで  
○ 一時払 / 1口50万円毎回40口まで

### 保険医年金6つのポイント

1. ライフプランに合わせて年金の種類を4種類から選択できます。
2. 一時金としても受給可能です。
3. 万一の場合はご遺族が全額受け取れます。
4. 加入者数5万3千人、積立金総額1兆2千億円を超える大規模年金制度です。
5. 払込が困難な場合は中断制度があります。
6. 急な出費にも1口単位で解約できます。

## 休業保障

受付/9月1日~9月14日 加入日/2020年12月1日  
受付/9月15日~9月25日 加入日/2021年4月1日

病気やケガでの休業に安心保障  
営利を目的にしない加入者相互の助け合い共済

加入  
申込  
資格

- ① 保険医協会の会員であること
  - ② 加入日現在、健康で加入年齢が60歳未満であること
  - ③ 保険医であること
  - ④ 週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
  - ⑤ 加入日現在健康であること
- 以上を全て満たしている方は加入を申し込むことができます

- ① 最長730日の長期保障
- ② 掛金は満期まで変わりません
- ③ 掛け捨てではありません  
加入3年以上経過後に脱退した時に脱退給付金をお支払いします
- ④ 自宅療養でも代診をおいても給付
- ⑤ 所得補償との重複受給OK
- ⑥ 傷病休業給付金等は非課税
- ⑦ 転出・転勤でも加入継続



# 理事会だより

## 7月理事会

- ・協会組織、共済募集状況の報告がされた。
- ・協会グループ共済の保険医共済会グループ保険への統合を進めることを承認した。
- ・この間、開催・実施された、第39回定期総会、コロナ影響アンケート第3弾、経税セミナーについて報告、振り返りがされた。国の「慰労金」給付金の申請をサポートするマニュアルの作成が確認された。
- ・7月豪雨災害募金を全会員へ呼びかけること、協会

## 協会活動日誌

7月  
7日(火) 歯科臨床懇話会「マスターしたい口腔外科手術とインプラント治療のための基本/基礎ATOZ」菅野貴浩先生(島根大学医学部歯科口腔外科学講座教授)他  
9日(木) 歯科部会(協会事務局)

## あとがき

小池都知事が「特別な夏」と形容したが、本当に今年は、例年と違った異常な夏だった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、旅行や帰省の自粛、甲子園の高校野球大会の縮小、夏祭りの中止、お盆に親族の高齢者と会えない、子供たち

25日(土) 医科歯科合同セミナー「医科歯科合同セミナー 最近の歯科治療のトピックス」宮本洋一先生(徳島大学大学院医歯薬学研究所 口腔外科学分野教授)  
30日(木) 理事会(協会事務局)

○法律相談 要予約  
弁護士 平井功祥先生  
日時 9月17日(木) 午後2時~3時半  
場所 平井法律事務所 (高松市丸の内7-17)  
※事前に保険医協会へお申し込み下さい。  
※相談時間はお一人30分程度です。  
※30分の相談は無料ですが、その後は弁護士とご相談下さい。

○税務相談 要予約  
日時 9月24日(木) 午後2時~3時半  
場所 佐藤克哉税理士事務所 (高松市上福岡町758-8)  
※事前に保険医協会へお申し込み下さい。  
※相談時間はお一人30分程度です。  
※30分の相談は無料ですが、その後は税理士とご相談下さい。  
※税務調査のご相談は協会まで



# コロナ禍

## 緩和ケア病棟の苦悩

高松市 蓮井 宏樹

新型コロナウイルスは医療現場に様々な影響を及ぼしているが、末期がん患者が穏やかな死を迎えるために終末期を過ごすホスピス緩和ケア病棟にも大きな影を落としている。

段として家族との面会制限を行わざるを得ないことで、本来のホスピス緩和ケアを行えない事態が生じている。緩和ケアは、「生命を脅かす病に関連する問題に直面している患者・家族のQOLを、(中略)、苦痛を予防し和

らげることを通して向上させるアプローチ」と定義され、「患者・家族を中心としたケア」が重要である。つまり患者だけではなく家族も対象に含めて、そして家族とともに行うケアである。「限りある残された時間をいっしょに過ごしたい」「そばにいて少しでも寂しさや辛さを分かちあいたい」という思い、大切な人とのつながりが新型コロナウイルスによって断たれている。ほとんどの緩和ケア病棟

で、家族の写真やメッセージカードを病室内に掲示、ノートでのやり取り、スマートフォンやタブレットを活用したオンライン面会、看取りまでの期間によって面会の基準を調整する等の取り組みがされているが、決して十分な満足が得られるものではない。在宅での療養を実現するための支援を行っていくことも一つの方法、役割である。

当院での実例として、山間部に夫、子どもと暮らす40歳代の患者が、倦怠感と疼痛を訴えて緩和ケア外来初診当日に緩和ケア病棟入院となった。症状がある程度緩和され、病院の感染予防対策のため付き添い・面会がままならないことから在宅での療養を希望された。幸い患者の近隣の(と)言っても結構距離はあるが、病院が最近訪問診療を開始したとの情報を得て、合同カンファレンスを持ち退院。最後は病院での看取りとなったが、直前まで訪問診療、訪問看護を利用して10日あまりを自宅で家族とともに過ごすことができた。

**歯科セミナーのご案内**

**施設基準の届出並びに医療法対策の研修会**

日時: 2020年10月4日(日) 9:30~12:30  
講師: 小笠原 正先生先生 (松本歯科大学教授)  
会場: 社会福祉総合センター1F コミュニティホール (高松市番町1-10-35)

**歯科セミナーのご案内**

**『新型コロナウイルス対策』今考える歯科医療での肝炎対策と取組について**

日時: 2020年10月1日(木) 15:00~17:00  
講師: 保険医協会学術担当理事  
会場: 社会福祉総合センター7F 第2中会議室 (高松市番町1-10-35)

**歯科セミナーのご案内**

**GPのエンド (私の臨床)**

日時: 2020年10月18日(日) 9:30~12:30  
講師: 西岡 政道先生 (高知県開業)  
会場: 高松シティホテル (高松市亀井町8-13)